

山口県報

平成21年
3月6日
(金曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (四件) (厚政課) 三

道路の区域の変更 (道路整備課) 四

道路の供用の開始 (道路整備課) 四

道路の位置の指定 (建築指導課) 五

公告
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) 五

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 六

肥料の登録 (農業振興課) 六

肥料の登録の有効期間の更新 (農業振興課) 七

肥料の登録事項の変更 (農業振興課) 八

土地改良区役員届出 (農村整備課) 八

選管告示
政治団体の名称等 八

政治団体の異動事項 九

解散等に係る政治団体の名称等 九

資金管理団体の名称等 〇

資金管理団体の異動事項 〇

政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等 〇

雑報
県報の正誤 (平成十八年三月十日山口県規則第十号) 一

山口県告示第九十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年三月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所徳山・南陽工場
所 在 地 周南市御影町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (Nm ³ /時)	工事着手 予 定 日	工事完成 予 定 日	使用開始 予 定 日	使用時間 隔りの使用 間 隔
二七ール	一、二〇〇〇	平成二一、 四二二〇 年月日	平成二一、 七三三二 年月日	平成二一、 八一一一 年月日	連 続 二 四時間 変動なし

備考 「二七ール」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する湿式集じん施設をいう。

山口県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年三月六日

居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業所 名称 所在地	山口県知事 二井 関成	指定年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会 山口市緑町二番一―号	済生会山口地域ケアセンター居宅介護施設にほ苑 山口市仁保中郷九八九の一―		平成一九、八、一

山口県告示第九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年三月六日

介護老人保健施設 名称 所在地	山口県知事 二井 関成	指定年月日
介護老人保健施設なごやか 周南市大字原二〇の一― 熊毛		平成二一、二、一

山口県告示第九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年三月六日

介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称 所在地	山口県知事 二井 関成	指定年月日

株式会社あんしん福祉会 山口市湯田温泉五丁目五番一―号	共済苑デイサービスセンター 山口市湯田温泉五丁目五番一―号	介護通所 平成一九、四、一
有限会社創美 防府市華園町二番二七号	デイサービスセンター元気の里 防府市華園町二番二七号	介護通所 平成二〇、一、一

株式会社ツクイ 横浜市港南区上大岡西一丁目六番一―号	ツクイ防府東 防府市東三丁目四番一―号	介護通所 平成二一、二、一
-------------------------------	------------------------	------------------

美祿市 美祿市大嶺町東分三二六の一―	美祿市介護老人保健施設グリーンヒル美 美祿市大嶺町東分三二六の一―	介護通所 平成二〇、三、二
-----------------------	--------------------------------------	------------------

医療法人緑山会 周南市大字須々万本郷二九の一―	周南高原病院 周南市大字須々万本郷二九の一―	介護通所 平成二一、四、一
----------------------------	---------------------------	------------------

医療法人社団生和会 美祿市大嶺町東分三二六の一―	美祿市介護老人保健施設グリーンヒル美 美祿市大嶺町東分三二六の一―	介護通所 平成二〇、三、二
-----------------------------	--------------------------------------	------------------

山口県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

道路の種類	山口県知事 二井 関成
県道	

路線名 岩国大竹線
道路の区域

区間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	備考
	新	旧			
岩国市柱野字火矢ケ迫四五三の一地先から 同市御庄字踊原二二三の二地先まで	最狭 一一・〇〇	最狭 一七・〇八	九四九・〇	九四七・六	道路改良工事の完了による。

山口県告示第九十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十一年三月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
岩国大竹線	岩国市柱野字火矢ケ迫四五三の一地先から 同市御庄字踊原二二三の二地先まで	平成二十一年三月七日

山口県告示第九十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。
平成二十一年三月六日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)

柳井市柳井字岡ノ上二〇六〇の三六、二〇六〇の七八、二〇六〇の七〇及び二〇六〇の七一の二部、字岡ノ下二七三の二三並びに字大屋二〇八八の九及び二〇八八の九	四・〇～四・三	二二八・六	八五九・〇六
柳井市柳井字岡ノ上二〇六〇の六〇及び二〇六〇の六一	四・五	一〇四・四	四四八・〇〇
柳井市柳井字岡ノ上二〇六〇の六六及び字浄楽寺二二九〇の一八	四・〇	五三・二	二〇九・〇〇
柳井市柳井字浄楽寺二二九七、二二三〇の一九まで及び二二九七地先	四・二～六・七	三七六・二	一七八一・五一
柳井市柳井字赤道二二三一八の一及び二二三八の一並びに字古郷二二三三三の三	四・一～四・八	一一三・一	五二二・七六



(七二) 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年三月六日から同年七月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年三月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) 宇部北琴芝複合店舗
所在地 宇部市北琴芝二丁目五六九の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目三番五号 青山 理
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後

山口県生 第五六七号		平成二〇、二一、二六	炭酸カルシウム 肥料	粒状炭酸苦土石 灰	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇 該当なし	生産者 又氏は 名称 住 所 パシーエフジャ 有限公司 愛知県岡崎市市場町 字東町一三
登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	
<p>四 届出年月日 平成二十一年二月二十日</p> <p>五 変更年月日 平成二十一年二月二十一日</p> <p>(七三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年十月十七日山口県公告(三九九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。 当該意見は、平成二十一年三月六日から同年四月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 平成二十一年三月六日 山口県知事 二井 関 成</p> <p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 ジャスコ安岡店 所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三号</p> <p>二 意見の概要 特に配慮を求める事項はない。</p> <p>(七四) 肥料の登録 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をしました。 平成二十一年三月六日 山口県知事 二井 関 成</p>						
		駐車場 の自動車 の出入口 の数		五箇所		四箇所

山口県生 第五三三七号	平成二〇、八、二二	魚かす粉末	末九・〇魚かす粉	りん酸全量 七九・〇〇	該当なし	株式会社山陰化工	長門市日置中一六八の三八
山口県生 第五二〇号	平成二一、一、九	乾燥菌体肥料	協和乾燥菌体肥料二号	りん酸全量 二六・〇〇	公定規格のとおり	協和発酵バイオ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目六番一号
登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産者 氏名	住 所

(七五) 肥料の登録の有効期間の更新
 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、次とおり肥料の登録の有効期間を更新しました。
 平成二十一年三月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県生 第五七八号	"	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	"	"	"
山口県生 第五七七号	"	"	炭酸苦土石灰	アルカリ分 一五・〇〇	"	"	"
山口県生 第五七六号	"	炭酸カルシウム肥料	粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分 一五・〇〇	"	南星産業株式会社	奈良県大和郡山市発志院町三七八
山口県生 第五七五号	"	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	"	"	"
山口県生 第五七四号	"	"	炭酸苦土石灰	アルカリ分 一五・〇〇	"	"	"
山口県生 第五七三三号	"	炭酸カルシウム肥料	粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分 一五・〇〇	"	共栄ジャパン有限公司	愛知県清須市須ヶ口三二四の一
山口県生 第五七二二号	"	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	"	"	"
山口県生 第五七一一号	"	"	炭酸苦土石灰	アルカリ分 一五・〇〇	"	"	"
山口県生 第五七〇号	"	炭酸カルシウム肥料	粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分 一五・〇〇	"	日本バイオ化学工業有限公司	川崎市宮前区神木二丁目六番二〇号
山口県生 第五六九号	"	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	"	"	"
山口県生 第五六八号	"	"	炭酸苦土石灰	アルカリ分 一五・〇〇	"	"	"

山口県生 第五〇号	"	九、三	混合石灰肥料	くみあい粒状ミ ネGスーバー	アルカリ分 四八・〇〇	公定規格のと り	アサヒミネラル工 業株式会社	広島県呉市昭和町一 番一号
--------------	---	-----	--------	-------------------	----------------	-------------	-------------------	------------------

(七六) 肥料の登録事項の変更

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のと
おり肥料の登録事項を変更した旨の届出がありました。

平成二十一年三月六日

山口県知事 二井 関 成

登録番号	変更年月日	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	変更事項	生 産 者
山口県生 第五三四号	平成二〇、八、一	セラム有機乾燥 肥料	窒素全量 三・〇〇 りん酸全量 一〇・五〇 加里全量 一〇・五〇	該当なし	変更 名称及び住所の 変更	氏 名 又は名称 (旧)トモエ化学 工業株式会社 (新)エムシー・ ファアティコム株 式会社
山口県生 第五六一号	"	魚かす粉末	窒素全量 二六・〇〇 りん酸全量 二六・〇〇	"	"	住 所 (旧)福島県いわき 市常磐船町宮下二 (新)東京都千代田 区麹町一丁目一〇

(七七) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地
改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十一年三月六日

山口県知事 二井 関 成

退任した役員

土地改良区の名称

理事の別 氏 名 住 所

由宇土地改良区 監 事 重岡 幸二 岩国市由宇町中央二丁目七番一―号

山口県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出が
あつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年三月六日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の 名称	代表者の 氏 名	会計責任 者の氏名	仕たる事務所の所在地	その他の事項	届 出 者 (年月日)
おかざきなみ子 後援会	岡崎南海子	岡崎南海子	熊毛郡田布施町大字麻 郷2270		平成21、 1、20
金崎修三後援会	花谷 正浩	伊藤 健治	長門市仙崎1113の8		" "

くらなり幹也後援会	末廣 光啓	瀬川 昭	山口市平井1375	"	"	30
小熊坂たかし後援会	小熊坂孝司	小熊坂明子	下関市彦島迫町5丁目2番24号	"	"	8
重廣正美後援会	重廣 正美	重廣 康子	長門市深川湯本2669の1	"	"	30
重村法弘後援会	中原 英樹	村田 保	" 俵山5061の4	"	"	28
昇竜会	山下 竜也	兼重 元	山口市吉田3097の5	"	"	6
中尾友昭後援会	中尾 友昭	松村 正剛	下関市中中之町7番7号	"	"	16
日本弁護士政治連盟山口県支部	森重 知之	末永 久大	山口市黄金町2番15号	"	"	30
松尾かずのり後援会	松尾 数則	松尾 恭子	山陽小野田市大字厚狭4280	"	"	8

山口県選挙管理委員会告示第二十八号

姓名簿登録正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十七条第一項の規定による開示が求められた政治団体の運動事項は、次のとおりである。

平成二十一年三月六日

山口県選挙管理委員会 事務課

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
		新	旧	
自由民主党山口県参議院選挙区第二支部	会計責任者	篠崎 圭二	倉田健治郎	平成21、22
自由民主党山口県司法書士支部	代表者	長岡 正興	早田 啓幸	" 14
自由民主党山口県山口市第五支部	事務所	山口市小郡下郷2912の3	山口市小郡下郷761の4	" 26
井原健太郎後援会	"	柳井市南町6丁目1番5号	柳井市古開作1164の17	" "
おかの正基後援会	名称	おかの正基後援会	ながとタウン会議	" 7

清水栄太郎後援会	会計責任者	伊勢屋 宏	柳井 望	"	28
砂田正和後援会	"	山田 雄二	清原 幸雄	"	19
砂田正和政治経済研究会	"	"	"	"	22
なわしげ進後援会	"	桑原 順子	桑原 芳晴	"	27
二井せきなり後援会「宇部21会」	事務所	宇部市園田町1丁目1番12号	宇部市浜町1丁目1番16号	"	15
日本司法書士政治連盟山口県会	会計責任者	武田 正之	渡邊満州生	"	14
ひえだ泰久とあゆむ会	代表者	裨田 泰久	福原 秋人	"	20
藤生通陽後援会	事務所	山口市小郡下郷2912の3	山口市小郡下郷761の4	"	14
三菱下船支部政治活動委員会	代表者	山田 雄二	森 泰博	"	22
守田宗治後援会	会計責任者	米澤 至彦	楠原 利秀	"	26

山口県選挙管理委員会告示第二十九号

姓名簿登録正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による開示が求められた選挙団体の名称並びに次のとおりである。

平成二十一年三月六日

山口県選挙管理委員会 事務課

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県柳井市第一支部	長谷川忠男	宮本 稔	柳井市柳井2073の20	平成20、21、28
浅原義夫後援会	浅原 義夫	浅原 輝子	熊毛郡田布施町大字麻郷395の5	平成21、28
泉信也山口県自動車団休後援会	林 孝介	原田 憲治	山口市葵1丁目5番58号	平成20、24

石城会	吹田 愷	南 佳則	〃	本町 1 丁目 3 番 8 号	〃	〃	31
うまの昭彦後援会	馬野 昭彦	馬野 初枝	防府市国衙 1 丁目 3 番 44 号	〃	〃	〃	25
柏原重海後援会	岡村 裕之	山谷 良数	熊毛郡上関町大字長島 99 の 4	〃	〃	〃	31
金崎修三後援会	花谷 正浩	伊藤 健治	長門市仙崎 2616 の 2	〃	〃	〃	平成 15、〃
河野洋治後援会 (大治会)	佃 慶治	嶋元 常雄	大島郡周防大島町大字小松 1720	〃	〃	〃	平成 20、20
佐藤英雄後援会	兼重 秀男	兼重 鈴子	周南市大字久米 1506 の 2	〃	〃	〃	31
二井せきなり小野田後援会	末廣 裕幸	大田 久司	山陽小野田市稲荷町 10 番 23 号	〃	〃	〃	〃
二井せきなり後援会「宇部 21 会」	佐々木滋郎	菊池 初則	宇部市恩田町 1 丁目 1 番 12 号	〃	〃	〃	〃
羽根俊昭後援会	佐竹 精志	松原 桂介	美祿市秋芳町岩永本郷 1625 の 2	〃	〃	〃	〃
福田良彦後援会由宇支部	山本 隆信	寺岡 吉輔	岩国市由宇町中央 2 丁目 20 番 2 号	〃	〃	〃	〃
ふじの公孝山口県自動車団体会後援会	林 孝介	原田 憲治	山口市葵 1 丁目 5 番 58 号	〃	〃	〃	24
二木和夫後援会	二木 和夫	二木 健治	宇部市大字東須恵 1900	〃	〃	〃	31
三浦実後援会	三浦 実	江川 修	萩市大字須佐 4269	〃	〃	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第 2038 号

知政選管規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年三月六日

山口県選挙管理委員会 局長 田 野

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		代表者の氏名	備考 (指定届出年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地		
小熊坂孝司	下関市議会議員	小熊坂たかし後援会	下関市彦島迫町 5 丁目 2 番 24 号	小熊坂孝司	平成 21、8

中尾 友昭	下関市長	中尾友昭後援会	〃	中之町 7 番 7 号	中尾 友昭	〃	16
山下 竜也	山口市議会議員	昇竜会	〃	山口市吉田 3097 の 5	山下 竜也	〃	6

山口県選挙管理委員会告示第 2038 号

知政選管規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年三月六日

山口県選挙管理委員会 局長 田 野

資金管理団体の届出事項の異動をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動の事項	異 動 内 容		備考 (年月日)
				新	旧	
井原健太郎	柳井市長	井原健太郎後援会	公職の種類 事務所	柳井市長 柳井市南町 6 丁目 1 番 5 号	山口県議会議員 柳井市古開 作 1164 の 17	平成 21、1、26
藤生 通陽	山口県議会議員	藤生通陽後援会	〃	山口市小郷 下郷 2912 の 3	山口市小郷 下郷 761 の 4	〃

山口県選挙管理委員会告示第 2038 号

知政選管規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた回覧票 1 号に記載のある資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年三月六日

山口県選挙管理委員会 局長 田 野

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		代表者の氏名	備考 (資金管理団体でなくならなかった旨の届出年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地		
二木 和夫	山口県議会議員	二木和夫後援会	宇部市大字東須恵 1900	二木 和夫	平成 21、1、26

正 誤
平成十八年三月十日山口県規則第十号（山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を
改正する規則）



四	ページ
下	段
表中	箇所
過去に十一の項	誤
過去に十二の項	正

平成二十一年三月六日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）